主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人仲武の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被上告人が本件仮登記担保権に よる自己固有の権利実行手続として上告人に対して提起した本件仮登記に基づく本 登記手続をするについての承諾及び右本登記がなされたときは本件不動産を明渡す ことを求める本訴各請求は、いずれも正当な法的利益があるものとして許されるべ きであるとした原審の判断は、その結論において正当として是認することができる。 論旨は、当裁判所大法廷判例(昭和四六年(オ)第五〇三号同四九年一〇月二三日 判決・民集二八巻七号一四七三頁)を正解しないで原判決を論難するものにすぎず、 採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

_	梧	崎	宮	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
進		橋	大	裁判官